

增訂補
四柱推命奧義秘傳錄
卷二

特261

415



始



特261
415

增補
訂改



第二章 分類之部上

四柱推命奧義秘傳錄 卷



第二卷 目次

第二章 分類 (上)

一、偏財の解 (父星)	一
一、印綬の解 (母星)	四
一、正財、偏財の解 (妻、妾星)	八
一、比肩の解 (兄弟星)	一二
一、正官、偏官の解 (子星)	一三
一、正官の解	一六
一、偏官の解	二三
一、印綬の解	二八
一、正財の解	三七
一、偏財の解	四五
一、食神の解	四八

一、倒食偏印の解……………五一

一、傷官の解……………五五

一、劫財、敗財の解……………六〇

一、羊刃の解……………六四

一、刑合の解……………七〇

增補改訂 四柱推命奥義祕傳錄卷之二

大天 阪市 松本 義亮 著

偏財_{|||||}の解_{|||}(父星)

一、推命學上偏財は父に擬ふ、譬えば甲日の生れ戊を偏財と謂ふ、戊は則ち父である、故に甲の日の生れにして四柱八字の中に甲が重ねてあるか、或は又寅(甲)比肩があれば其人は父を尅する質である、そこで本人出生後は父の運氣衰頹し酷だしきは夭逝の不幸を見ることあり、然れども庚若くは申(金)在りて救援する時は災害なくして経過することができ、抑も甲は戊を尅する木星にして尅せらるゝ、戊は則ち甲の父星である、若又二たび甲あれば甲と甲と合同し戊の孤星を尅すること激烈なるを免かれず、然るに茲に庚の金或は申の金ありとせんか、戊を擁護し甲を制伏するをもつて其父

災害を免かれ無事を保つこととなる、

一、若し之れに反し、甲の日の生れ戊の偏財在りて、四柱中に丙(火)在るか或は寅午戌の三合火局を起して戊(土)を生ずるの命なれば、父子和合し其子父を援助すること旺盛なるが故に、本人出生後は父の運隆昌を極め禍害消散して長壽を保つことができる(火は土を生ずるが故に偏財在りて食神あれば其理に合致す)

一、偏財若し十二運の死、絶に遇ふか或は刑、冲に遇ふこと^{在りて}、其偏財微弱なれば、本人出生後父の運氣は不幸に傾き、疾病に罹るか將た又貧困に陥るか、若くは離散するか、孰れにせよ凶厄を免かれず父子和樂の日暮しは望みがたい、括言すれば生日の干強く、比肩劫財、敗財等にて偏財を尅すること多ければ、夫れだけ父の運を傷ふこと甚大となる、

一、偏財旺盛にして其偏財の場所に天徳、月徳の貴人顯はるゝことあれば、其父賢明にして社會に權威名望を博し、有福にして天命を

完うすることができ、殊に食神在りて偏財を生ずる時は父の運氣は更に一段の向上を極むるものである、斯く父を扶助すること大なるため、父亦子を愛撫すること深く、親の幸福子に及ばされ、協力提携して永く歡樂を俱にすることができ、

一、偏財若し殺地に居れば其父漂零して開運の曉なく、概ね異郷に客死す(殺地とは十干の天が支なる地より尅するを云ふ、假令は甲の偏財は戊である、此戊が寅の上死す(殺地)に坐すれば則ち殺地に居ると云ふ何となれば寅と甲は戊(土)を尅する故なり、)
一、偏財墓地に居れば其子其父の恩恵に浴するを得ず、

左に例を掲げて偏財を説明す

生年	偏財	戊	子	沐浴
比肩	生月	甲	寅	建祿
生日	甲	子	沐浴	

此命父を尅する質にして本人出生すれば、父の運氣衰微す、何となれば比肩の甲寅共に木にして生日の甲と黨を組み、年上の戊を尅すること酷だし、又偏財沐浴に遇へば本人出生の後其母離別して他家に再嫁す、斯る命を有する者は生涯薄福にして大運

歳君共に官運に遭遇するの時災厄起る(偏財は官を生じ、官は我を尅す)斯る命は早く父子別居隔離して相互の安全を保たねばならぬ。

生年	偏財	戊	辰	衰
生月	偏官	庚	申	絶
生日		甲	寅	建祿
生時	食神	丙	午	死
			三合火局	

此命日干甲(木)より戊の偏財(父)を尅するといへども、庚申の金どもに甲(木)を制伏するが故に、戊其力を失はず、庚(金)は吾を尅する偏官にして悪星なれども更に丙(火)在りて之れを制伏するため、偏官質を改めて吉神と變じ、温和となりて福を發す、特に三合火局して戊(土)を援助するに因り、父の運氣は旺盛となり福壽遍滿し、其身また父の餘澤を享け福徳に浴す。

印綬の解(母星)

一、印綬を母に擬ふ、母は吾を養育するが故に印綬は恩星である例へ

ば甲の日の生れ癸は印綬にして則ち母となる(癸(水)は甲(木)を産むを以てなり)そこで四柱中財星多き生れは母を尅す、縦しや印綬の星なきにせよ、正財偏財多ければ自然に母を尅することになる、故に甲の日の生れにして己あるか、若くは丑未多き時は必ず母を尅するを免かれず、又癸の有無に關せず正財在れば本來印綬を傷ふが故に、印綬の餘澤を得ることができぬ稟質である。

一、若し甲の日の生れにして、四柱中に己又は丑未多き者は、己より癸を破るを以て本人出生後その母再嫁す、何となれば其子其母を破るべき星を備へて無意識の裡に母星を攻め、五行の働きが人體の母を尅するゆへ、母子同棲するあたはず、被害者たる母は遂に他家に入るの止むなきに至る。

一、印綬、長生に遇ふ者は其母慈愛心に富み淑徳高く、長壽を保ち母子睦まじく、能く世人の敬愛を享く。

一、印綬に桃花殺在るか若くは印綬沐浴に臨めば其母他人と情合す。

一、印綬、死、絶に遇ふ者は母を尅するが故に、其母病魔に冒さるゝか、或は短命に終るか、の不幸がある、

一、印綬、羊刃に遇ふか、冲、刑に遇ふか、財星に遇ふか、墓に遇ふことあれば其母愚痴なるか、虚弱なるか、或は不和を生ずるを免ぬかれず故に斯る命星は早く別居するを要す、

左に例を掲げて印綬を説明す

生年	正官	壬	戊
印綬		甲	午
生日		丁	巳
生時	劫財	丙	寅
			刑、三合火局
			死
			帝旺
			建祿
			養

一、此命丁(火)の生れにして月上印綬あり、年上に正官ありて頗る貴く、官途及び商工業とも著しく發達す、

一、年より月を生じ、月より吾を生ず、故に次第相生と云ふ、斯る命を有する者は長上の引立てを蒙り、又た祖先の餘澤を受け自然に幸福を得て必ず生家の繼續者となる、

一、印綬、建祿に遇ふ者は本人出生後其母地位を高め上流社會の交際を得、世の信用厚く、長壽を保ちて、惡病難疾の患ひなく、本人亦母のために俸せを受くること大なり、

一、時上劫財は惡星なれども丙の劫財年上壬(水)の制伏を享け惡質一變して大吉となる、

一、斯る好四柱は大運の時期に際會すれば意外の發達を遂ぐ、即ち正官運を歓迎す、

生年	正財	戊	戌
印綬		壬	子
生日	干合	乙	己
生時	食神	丁	丑
			三合金局
			墓
			病
			沐浴
			衰

此命乙(木)の生れにして月上壬(水)の印綬あり、然るに年上戊(土)の正財ありて印綬を尅すること酷だし、故に本人出生後は其母運氣を破り、又た不貞となる、干合あれば他に向つて情意を寄するの兆にして貞節を破る、嫌ひあり、

正財偏財の解 (妻、妾星)

- 一、正財を妻と見做し、偏財を妾と見做す、假令ば甲の日の生れ己を妻とし、戊を妾とするのである、若し甲の日の生れの人年月日の中に甲寅あれば、戊己の有無に拘はらず、其人の妻は精神正しからず、従つて貞節を守らず、如何となれば本来己は甲の妻星である、然るに他に甲の字あれば一婦兩夫に見ゆるの理りにして、幾度妻を取換ゆるも、必ず貞操を完ふせしむるここできず、畢竟宿業と諦めねばならぬ、又戊は甲の妾である、然るに四柱中更に甲なる比肩あれば其妾身體虚弱なり、
- 一、甲の日の生れにして、四柱中に三合木局あれば己(土)の妻を尅するが故に其妻變り若くは死去することあり、
- 一、比肩在りて他に正財在り、其正財が衰、沐浴、墓、絶に居れば、其妻病あるか、或は愚昧なるか、さなくば年経て再嫁するのである、甲の日の

生れ戊在りて又癸あれば其妾淫蕩にして節を守らず、何となれば戊は癸と合す、則ち妾たる戊に癸の他人來つて情を通じ、之れを偷むの理りである、

- 一、比肩在りて正財又は偏財在り、而して其財に桃華殺若くは沐浴を帶ぶれば、妻或は妾多情にして貞操を破る、
- 一、正財在りて食神あれば妻の助けを享く、食神能く妻たる正財を扶掖するが故に、妻また其恩顧に酬い内助の功は資財を殖す(食神財星を生ず)
- 一、甲の日の生れ己在りて、丑未在れば己旺相するため其妻強し、
- 一、偏財在りて食神あれば外妾、本妻を凌駕して權威を振ふ、若し正財旺んなれば妻は妾と容れず、
- 一、正財在りて正官あれば財は官を生ずるの理に基き、其妻家政を能くし本夫を扶助す、
- 一、正財も旺んに偏官も旺んなる生れは、財は官を生じ官は吾を尅するの理に因り、妻威勢を張りて、夫を壓迫し所謂亭主を尻に敷く

印綬
生時 癸

亥

長生

二卷 一三

比肩の解 (兄弟星)

- 一、比肩は我身則ち日干と同一の星を云ふ、本来母たる印綬より生を稟けて、吾と同一の權能を具有するのである、
- 一、劫財は兄にして敗財は妹とす、若し敗財に合あれば其妹淫行繁げく、劫財に合あれば兄弟共に多情なり、
- 一、比肩は兄弟を尅す、比肩に冲、刑、死、絶を帶ぶれば其字義の如く不吉にして、兄弟虛弱なるか、貧困なるか、若くは運を破つて累を本人に及ぼす等の類である、

正官、偏官の解 (子星)

男子

凡て男子より兒女の有無を見る場合には、陽の字を男子

- とし、陰の字を女子とす、而して其星は偏官及び七殺又正官をも子と見る、畢竟正官偏官孰れも子と見做すを捷徑とす、故に男子に在りては正官、偏官は子星なり、何となれば自己の妻星則ち正財、偏財より正官、偏官を生じて實子を得ることになる、譬えば甲の日の生の男子は戊己を妻妾とし其戊己より生を享くるは庚辛である、
- 一、甲の日の生れより庚は偏官となり辛は正官となる、そこで實子を得ることになる、

- 一、甲の日の生れにして庚または申ある如きも男子とす、但し甲庚ともに陽星なればなり、
- 一、甲の日の生れにして辛または酉あれば女子とす、蓋し甲は陽にし

二卷 一三

て辛酉孰れも陰星なればなり、

一、正官に羊刃を含むか、又は偏官と食神とを有すれば子を尅す、食神は則ち偏官を倒すの星にして、倒される偏官は取も直さず本人の子星に該當すればなり、

一、偏官在りて又正官在れば官殺混雜となり、却て子を尅し、全く子なきか、或は其子虚弱なるか、若くは不孝なるかである、

一、時上に偏官在るか、又は正官在りて月上に正財偏財あれば、子の力を得べく、殊に其子孝養厚くして父子和合し、春風胎蕩の觀を呈す(財は官を生ず)但し時上は子の位地なるを以て時上の官星精美なれば子孫必ず發達す、

一、正官に干合在る生れのもの女子を擧ぐれば其子多情なり、何となれば正官の子に合して情を通ずる者あるが故なり、若し又正官在りて沐浴、桃華を帯び且つ食神多き生れは其子女情夫を拵える虞れあり、

一、偏官又は七殺在りて、天徳、月徳の吉星を帶ぶるか、若くは天官、天乙貴の人備はるか、或は祿馬財郷に居るか(祿馬財郷とは壬午、癸巳此の二干支を云ふ、故に偏官又は七殺が此の干支なる時を指す)斯る命星は其子發達して衆に卓越し、名聲を社會に轟かすことなる、

一、陽の日陽の時の生れは概ね男子を得、

一、陽の日陰の時の生れは前に男子を得て、後に女子を得、

一、陰の日陰の時の生れは概ね女子を得、

一、陰の日陽の時の生れは前に女子を得て後に男子を得、

一、正官偏官ともに備はる生れは官殺混雜と稱して宜しからず、其子孫暗愚なるか、或は羸弱なるか、又は災厄多きを免がれず、

一、時上に傷官在るか若くは空亡に遇ふ者は子縁薄すし、日と時と冲するも亦子を尅す、何となれば傷官は子星の官星を破り、空亡と冲とは子の位を傷ふが故なり、

婦人

凡て婦女子は傷官、食神を子とす、而して傷官を男子とす、食神を女子とす、由來男子は母胎を借りて子を得るも女子は自己の力にて子を産むが故に、傷官、食神を子とす、譬えば甲日生れに丙丁巳午は母星となる(甲木より丙火は食神、丁火は傷官、乙木は火を産むの母なり)

一、四柱中に食神ありて又偏印あれば子を尅す、則ち甲(木)の日の生れの女子、四柱中に丙(火)あれば丙は甲の子星を尅し、壬の偏印あれば壬(水)は丙(火)を尅するをもつて子を尅する組織と見るべし、

一、乙(木)の日丁(火)あれば子星となる、癸(水)あれば子を尅す、以下皆この理に準據す、

正官の解

正主官星只用支、更詳財氣到年時
若遇四柱元冲射、富貴雙全折桂枝

一、正官とは日干則ち我身を制御するの星を云ふ、由來正官は陰陽の

配偶宜しきを得て圓滿なる性質を備へたる吉星なり、苟も人界に生を稟けたるものは正官なければ發達せず、何が故に左まで尊敬を拂ふべきか、抑も正官は自己の反抗できない長上の權星である、此上司の星が終生本人に附隨して惡を制し、善を勧め、資格を與へ暗々裡に印綬を生じて後援し、社會に對しては權威を保たしめ、常に長上に接近せしめて、愛敬を全からしむ、故に正官に支障なき命を有すれば、福祉聚中する最良の吉星なり、

一、正官在りて印綬あるか、又は正財、偏財在れば開運宏大にして世人に卓絶し、官海商工業執れに向ふも成功必然である、然るに正官を刑冲し若くは尅破する傷官、食神の如き星あれば、反て不幸に陥るを免かれず、

一、身弱にして正官及び財星あれば却て辛苦困難多し、維れ官は吾を攻むる星なるが故に、力及ばずして倒るゝに至る、然れども他に印綬ありて吾を生ずる場合は身弱といへども顧慮するに足らず吉

祥を發す、

一、正官在りて刑、冲、傷官、羊、双等の障碍なく、又死、墓、絶に遇ふことなくして善美なれば、品位高尚にして社會の上流に立ち、威信備はり容姿亦端麗、音聲爽かにして才能群を抜き、胸奥宏潤にして仁慈に富む上乘の命とす、

一、之れに反し、正官に刑、冲、傷官、羊、双、死、絶等の惡星跳梁するか、或は偏官七殺の凶星蟠居することあれば、貧賤にして諸事意の如くならず、不幸間斷なく起りて短命とす、若し長壽を保つを得ば却て生甲斐なきを嘆ずる外はない、

一、月上に正官在れば年上若くは時上に偏官あるを忌む、若し正官偏官あれば官殺混雜と稱して酷だ悪しく、貧苦に鎖ざさるゝか、病魔に斃はるゝか、短命なるか、災禍繁げくして窮途に彷徨し、人生行路難を啣つの命である、

一、正官在るもの正財、偏財あるか、又は印綬あれば旺相或は印綬の運

に發達す、維れ正財、偏財は官星を生む父母なるをもつて官星の心意に迎合す、又印綬は官に生を稟けて吾を生ずるため、官殺混雜の命の如きも災害輕しと云ふのである、

一、正官在るもの偏官七殺なく(七殺とは、偏官を制伏する星なきを云ふ制伏とは、則ち食神を指す)且つ、死絶に遇はず、又羊、双なく、傷官なく、一點の瑕瑾なきは、名聲社會を震撼し、徳望一世を蓋ふ幸福の命とす、

一、月上に正官在りて傷尅する刑、冲、羊、双、傷官の災星なく、所謂正氣官星ありて、時上に正財、偏財あれば、好地位に達する幸運の命とす、
一、月令に正氣官星あれば生涯富貴を保ち、殊に年月に財星旺んにして官を生ずることあれば、大運印綬の運に遇ふて大發展を來す、然れども印綬なければ發達せず、財は官を生じ官は吾を攻むるを以て、印綬の力を藉らざれば其勢力を振張すること能はざる理とす、
一、月上正官在るもの若し偏官の運に遇ひ、年君も亦七殺偏官に該當することあれば、吾を尅すること酷だしきを以つて、折角の吉星た

る正官も化して鬼畜となり、命を喪ふか、將た又破敗を來すか、何れにせよ大難を免かれず、

一、正官在るもの正官の運、また正財、偏財運、或は印綬の運に發達す、大運歳君共に同一とす、何となれば、正財、偏財は正官を生じ、正官は印綬を生じ、其印綬は吾を生ずるが故に、印綬の運を貴ぶ、

一、正氣官星ありて財星あるもの、若し大運傷官運に遇ひ、廻星の歳君また傷官に該當する時は、災害百出して妻子を尅し、職を失ひ、其他枚擧に違あらざる災禍湧出して、悲哀に暮るゝの破目に遭遇す、されど印綬あれば頗る輕し、

一、正氣官星在りて七殺なく、傷官、羊刃もなければ正官旺相の運に至つて立身發達す、

一、身旺の生れにして正氣官星を得る時は、身旺の運に發達し、印綬の運に最も善く、正官運も大吉とす、

一、正官も旺じ、日干則ち身も旺じ、(生日の干を指す)剩へ時上長生に遇へば、子孫

聰明にして最大の發達を遂ぐ、

一、正官に合あれば貴を變じて凶となし、其資格を失ふ、則ち合のため情慾に耽り福祉を起すことを忘失す、

一、偏官七殺合あれば、惡質變じて善性となり、宏大無邊の徳を備へ、其人温良にして至大の繁榮を來す、譬えば甲の日、卯の時生れとすれば、卯の分野中の乙は庚に合し、甲の偏官となる、則ち七殺に合流するのである、又甲の日の生れにして、庚の月乙の年なれば、偏官、敗財干合するため、其男子は順良にして敦厚なり、随つて福祿備はる、然れども女子此生れなれば容姿嬋妍なり、といへども心定まらず、多情にして本夫を尅し、子を害す、夫縁また變り易く生涯流浪す、

一、官星は吉星なり、といへども本來身を攻むる星なるが故に、身弱にして官星旺んなれば、反て貧賤に陥り不幸多く、官運に際會して禍難交々起り、重きは命を喪ふことあり、然れども制伏の星あれば免かる、尤も官星旺んにして制伏なければ、制伏の運(食神運)に至つて

開運發達す、

- 一、正官多きは制伏あるを吉とす、若し制伏なければ反て中庸を失し、吾を攻むること酷だしきを以て災禍多しとす、
- 一、甲乙の日の生れ庚辛申酉多きは官多しとす、丙丁巳午あるか、又は三合火局して制伏なければ貧苦艱難の命とす、
- 一、正官在るもの大歳の冲に遇へば(其年の歳君より正官を冲する年を云ふ)訴訟争論紛擾あり但し比肩あれば人の救ひを得て免かる、
- 一、正官在りて刑冲破害なく、而して地を得るものは大吉にして幸福量るべからず、地を得ることは十干を天とし十二支を地とす、斯は是れ陰陽の形を云ふのである、乃て正官が死、墓、絶に遇へば地を失ひ建祿、長生、帝旺等に遇へば地を得ると稱す、冠帶、養も亦吉祥なり、
- 一、身旺のもの正官、印綬在りて地を得れば、多幸至福にして聊かの缺點なく、非常に榮達を極めて世人の敬愛を享く、
- 一、正官死に遇ふは子なしとす、

- 一、正官建祿に遇ふか、又は帝旺に遇ふものは子孫貴し、
- 一、四柱中飛、天祿馬の格に遇ふ時は極めて貴く、無限の發達をなす、此格に入るの生れは唯四日あるのみにして庚子、壬子、辛亥、癸亥を云ふ、但し四柱中に官星なき時にのみ之れを用ゆ(細説は第四卷に在り)

偏官の解

論曰制伏化為殺、身旺文章有必發、君若同來會其情、忍名成就百十殺

- 一、偏官とは吾を尅する星にして陰陽配偶をなさず、例へば甲の日の生れに庚また申は偏官にして、孰れも陽である、癸の日の生れに己また丑と未とは偏官にして、孰れも陰である、
- 一、偏官は四柱中に制伏する星あるを以て言ひ、制伏の星なければ七殺と云ふ、
- 一、偏官七殺あるもの多くは酒を好み、色を漁り、争論を好み、弱を扶け

て強を挫く俠客の氣風を備へ我執強くして容易に他人の言を容れず、勢ひに乗じ前後の思慮なく猪突猛進するため屢々蹉躓を來たすことあり、故に此星を小人に譬う、然れども若し偏官を制伏する食神傷官あれば然らず、例へば甲の偏官は庚の金である、故に四柱中に丙丁の火あるか、又は巳午の火あるか、寅午戌の三合火局を起すが如きことあれば、庚(金)を制伏するが故に化して吉星となり、反つて好轉し温厚の性質を具備することができ、

- 一、偏官あるもの制伏なければ偏官の運に至つて凶變を生ず、例へば甲の偏官庚ある人、大運申の運、年君庚の歳に遭遇するが如きの言ひである、若し偏官在りて敗財あり、其干合するが如きは凶變して吉となり、無上の榮達を遂ぐ(悪星は干合を喜ぶ、吉星は干合を忌む)故に偏官在りて制伏あるもの大運制伏の運に遇ふて驚くべき發達を遂げ名聲噴々たり、
- 一、偏官在りて悪星重なれば大凶悪星とは年月日に刑在りて又半及あり穿あり魁罡あり冲する等斯るものは偏官年に至つて災阨酷だしき數奇の命である、

- 一、偏官孤立して之を制伏する星多きは却て凶なるが故に、貧賤にして短命なるを免かれず、假令制伏の運に遇ふとも發達せず、然れども偏官を制伏する星一つなれば偏官運に發達す、
- 一、身旺にして偏官在り、殊に干合するものあれば良好にして福祿衆に勝さる、
- 一、身弱にして七殺あれば七殺の運に遇ふて衰敗し、甚だしきは死に至る、
- 一、七殺偏官在りて正財偏財の運に遇へば、財克く殺を生じ殺其身を攻むるが故に、災禍最も強烈を極め、重きは死に至るか、刑辟に觸るるか、輕きも財を失ふを免かれず、
- 一、正官在りて又偏官七殺在り、身旺にして四柱中偏官を制伏する星あれば吉なるも、制伏なければ凶あるのみ、
- 一、總て偏官は制伏あるか或は干合なければ發達せず、
- 一、殊に刑、冲、穿、絶、魁罡を忌む、

一、偏官あるもの印綬あれば災害軽く、之に反し印綬なければ至て重し、之れ官は印を生じ印は吾を生ずるの理である。
一時上に偏官在りて年月に其偏官を制伏する星在れば、福壽ともに備はり、官途商工業何れにも適當し頗る發達す、但し時上の偏官は冲と羊双とを忌まず、然れども年月の偏官又は七殺は冲と羊双とに遇ふを忌むこと酷だし、而して干合は吉にして冲、刑は凶とす、

生年 偏財 丙

辰

衰

生月 偏官 庚

子

沐浴

三合水局

生日 偏財 戊

申

絶

生時 偏財 戊

戌

養

順八年運

此命庚(金)の偏官を丙(火)にて制伏するを以て吉なれど三合水局して丙(火)を尅するが故に、丙の威力最も弱く制伏力を減殺するを以て大運四十一歳より巳の四十九歳午の運に遭遇して發達す之れ則ち制伏の丙(火)熾んとなる時を云ふ、

生年 偏財 丙

戌

冠帶

生月 食神 甲

寅

病

三合火局

生日 偏官 壬

子

帝旺

生時 偏官 戊

戌

冠帶

此命時上偏官格にして月上の食神偏官を制伏するが故に大吉の命とす、大運偏官の運、又は食神の運若くは身旺の運に遇ふて發達し、福德威信俱に具備し、商工業官途何れも良好とす、

生年 偏財 戊

戌

養

生月 偏官 庚

申

絶

三合水局

生日 偏財 甲

子

沐浴

此命頗る凶なり、何となれば偏財は偏官を生ず、偏官は吾を尅す、只三合水局して印綬となり、此水火星を破るが故に生涯偏官制伏の星を見ず、随つて大榮達を遂げがたし、

生時 偏印 壬 辰 衰

生年 敗財 乙 未
偏官 干合
生月 庚 子 沐浴
生日 甲 寅 建祿
生時 印綬 癸 亥 長生

此命良好なり、何となれば偏官干合して吉星となる、温和にして福と壽とを兩全し、發達著しく兼に卓越し、富を得、産を治む、又時上印綬あるが故に子孫發達して老後至樂の境に遊ぶ、印綬の運を最良とす、然れども財運は印綬を破るが故に凶なり、

印綬無虧、祖宗、光輝宅産改門風、流年運氣運官旺、富貴雙全歩月宮

印綬の解

- 一、印綬は吾を成育する母である、印綬とは元支那の官場に用ゐられたる官職の代名詞である、本來吾を産み育てる恩星なるを以て印綬と稱す、甲の日の生れ癸は印綬なるも、壬は偏印である、何となれば陰陽は和合すれども陽々陰々配偶をなさず、
- 一、印綬在るもの命數長く才能ありて性質悪しからず、併せて慈善心を有し、遺産に浴して父母の恩恵を蒙り安全に生涯を送る福祉を有し、悪疫難症の患ひなく、壯健にして食慾豊かなり、
- 一、印綬は月上に在るを上乗とす、由來月上は親位なるを以て假令末子といへども家督の相續をなすか、さなくば遺産を得るかの好運兒である、若し年と時に印綬を破る悪星なければ信用あり、福祿ありて、疾病なく、災害なく、天壽を完ふする大吉星とす、
- 一、月上印綬在りて年上正官在り、身旺にして時上財星傷官なければ、官福祿ともに遍滿する貴命とす、
- 一、年上印綬あるものは祖先の力を得、月上に在るものは父母の力を

得、時上に在るものは子孫の力を得て老後安樂とす、殊更時上印綬は命數長く、子孫の孝養を享く、

一、身弱のもの印綬なければ、身体虛弱にして萬事發達せず、苦難に逢ふ、若し印綬あれば身弱といへども福壽両全の命とす、

一、印綬旺盛にして四柱中正官なければ子縁薄すしとす、

一、印綬も旺じ身も旺ずれば子孫を斷ち、親族を破る不幸の命とす、之れ官星なくして己れを掣する者なきゆへ、乱暴狼籍を働き、他の吉星に忌避せられ、其身は孤貧刑尅を蒙り、福なく徳なく資財なく、命數長しといへども、所謂娑婆の素通りに終はらねばならぬ、

一、前述の如く身旺じて印綬多きは財運に遇ふを吉とす、何となれば財星は印綬を尅する星である、故に印綬の在り餘る力を制伏して中和を得るので却て此運に遇ひ發達開運す、

一、印綬多きは俗に云ふ貰ひ乳に據つて育つか、或は里乳に由つて生育せらる、其官星なき者といへども正直にして法網の難なきが故

に、貧を怨まず、苦を嘆げかず、藝能に熟達する己が長所を利用し、學術技藝を修め、則ち身を以て財を治めねばならぬ、

一、印綬あるものは比肩、劫財、敗財あるを忌む、之れ自己が力を享くべき印綬より、比肩、劫財、敗財等が印綬の力を盗むこと大なるを以て限りある印綬の力遂に削減せられ、本人の蒙るべき徳が尠なくなる道理である、

一、印綬在り又た偏印重ねてあるものは、祖先の遺産を失ひ、幾代續く家系も本人の代に至りて滅亡し不幸に沈淪す、

一、月上印綬在るもの、年上若くは時上に財星あるを忌む、此くの如き命は印を壞ち、進路に滞りを生じ、年君財星年に遇ふて、官吏は解職實業家は大破綻を生ず、

一、印綬長生に遇ふものは其母貴し、

一、印綬在りて刑沖なく、財星なく、天徳、月徳を戴く時は、其質博愛仁慈に富み、道德を恪守して生涯奇禍なく命數長しとす、

一、印綬在りて死絶に遇ふものは、自己を保育すへき父母則ち印綬不運に陥るが故に、親の因果は子に酬ひ、其身薄倖を免かれず、本人出生すれば其母病起るか、若くは死するが、自己も亦短命である。

一、印綬在るもの財運を恐る、財は印を尅する星なるが故に、若し印綬在る人財運に遇へば變死するか、或は難症血疾の患を免かれず、但し偏財運は輕し、何となれば印綬は偏財は陰陽和合するが故なり、之れに反し正財運は頗る禍ひ重しとす。

生年	庚	傷官	印綬
生月	甲	申	戌
生日	癸	丑	刑
生時	丁	巳	胎
			冠帶
			死
			衰

此命時上己の中に丙火在りて財星となり、庚の印を破るが故に發達せず、印綬刑尅に遇ふて吾を生ずる力なし、乃で將來大運己丑の運に逢へば己丑ともに土なるをもつて、我身の癸を尅し丙寅の年丙の火寅と戌と三合して火局を起し、陽曆五月は巳の月なれば之れまた火を加へ此火旺んとなり

金の印綬至つて尅破せらるゝが故に、家を亡ぼすか身を失ふか、大難起り多くは死歿す、是れ全く印綬を破るの致す所である。

- 一、印綬在りて財星多きは多きだけ夫れだけ災害あり、
- 一、印綬在りて四柱中に財星あれば、大運若くは年君の財運に逢ひ家を破り、職を失い、或は祖家を離る、但し印綬は親位なるが故なり、
- 一、印綬若し大運死絶の運に遇へば、職を失ひ且つ其命保ちがたし、
- 一、印綬あれば正官を歓迎す、然れども正官多きか、若くは格に入る時は印綬のみを以て論ずることはできぬ(格は後編に出づ)
- 一、印綬正官、正財、偏財悉く備はるを忌む、何となれば財は印を尅して官を生じ、官は吾を尅するを以て、印は吾を生ずる力なく、随つて我身衰弱し、財に當るの勢ひを失い窮達するのである、
- 一、印綬正官ともに在れば官印両全と稱して貴むべく、福壽増長して仁義を守り、庶民に仰がれ、幸運隆々盡きざる良命である、此命印綬若くは正官の大運に遇ふて發達し、財運に遇ふて敗類す、但し印綬

破ぶらるゝは榮華久しからずご知るべし、破ぶらるゝは財星財運に遇ふの謂ひなり、(正財偏財歳また大運財星運に當るを云ふ)

一、印綬在りて財星あれば祖業を繼がず、母國を離れて異郷に放浪す、

正官

生年

戊

衰

印綬

生月

庚

死

生日

癸

酉

病

印綬

生時

庚

死

此命官印兩全にして福壽全き好運と知るべし

印綬
生年
癸

亥

長生

此命印綬多きに過ぐ、夫れ財星在りて印綬を制伏すれば中和を得て吉とし、財星なけ

印綬
生月
癸

亥

長生

生日

甲

寅

建祿

比肩

生時

甲

沐浴

印綬多きに失して中和を缺げば生家の繼續なりがたし、此命財氣なし、

れば財運に逢ふて發達す、若し年か時かに財星あれば大に可とす、財星は辰戌丑未また戌己の土が甲の財星である、若し財星なければ大運財運に逢ふて發達す、故に、財運なければ貧にして命數長く、只正直なるのみ、又子なしとす、印綬多きは子孫を破る

偏官

生年

甲

長生

食神

生月

庚

帝旺

生日

戊

戌

墓

此命午中の丁を以て印綬とし、又三合火局して印綬となる、然れども時上の子沖して尅するが故に、遂に發達を遂げざる無價値の命とす、午の印綬子の尅を稟けて戌に力を與ふるを得ず、遂に徳を破るに至る、

三合火局

生時 偏財 壬 子 冲

胎

生年 傷官 己 卯

沐浴

敗財

生月 丁 卯

沐浴

生日 丙 辰

冠帶

生時 偏官 壬 辰

冠帶

然るに年上に傷官在りて、貴き官星を破るが故に大吉とならず、

此命偏官敗財干合するため偏官變じて吉星となり、卯を印綬となすが故に官印兩全の質にして至つて貴命なり、壯年より發達し四十二三歳癸亥の運までは妨げなし、如何となれば大運の亥と年月の卯と三合木局して印綬となるが故である、庚申年に逢へば辰と申と三合して水を起し、官星重なるが故に官印全くして貴からねばなら

正財の解

正財無破乃生官、身旺財生祿位寬、身弱財多徒費力、輕財分奪福多端

一、正財とは吾より尅する星の謂ひにして、則ち甲日の生れは己及び丑未を正財とす、戊及び辰と戌とは陽と陽にて配偶せざるため偏財とす、

一、正財偏財四柱中に在れば義俠心に富み、理非を論じ、酒色を好む、
一、財星在れば富裕とす、
一、財星在るもの多くは他家の養子となる、然らざれば、分家し若くは異郷に移住する質にして出生地に永住せざるのみならず、家業を繼續せず、又遺産も其身に備はらず、然し幼年に父を喪へば家督の相續をなすことありとするも、父在世中は相續することなし、何となれば本來財星は印綬を尅する星である、其印綬は吾を生ずる父母であるから、親の印綬を財星が尅するので、父母の餘澤を蒙る能はざる理である、

一、財星あるもの身旺を悦び、又大運印綬の運を歡ぶ、身弱にして財星在れば其力財に當るを得ず、あたらず財星を有しながら貧に終り、常に財利を他に奪はるゝので、富家の貧人ごでも言ふべきであらう

一、財星在るもの正官偏官在るを忌む、何ごなれば財の氣を官に偷まれ官は又財より力を得て吾を攻むること強きが故である、但し官星年及び大運官運に遇ふのとき災害起る、注意（正官在るもの財運に遇ふを欣び、財星在るもの官運に遇ふを忌む）

一、財星在るもの印綬の運に逢ふを大吉とす、正財ありて大運印綬の運に遇へば甚だ宜しく福祉簇生して多額の資産を起す、

一、身旺にして財星あれば財運に遇ふて開運に向ふ、注意（四柱中に若し一つに財星ありて、大運に財星を逢ふて、此偏官七殺は財運に逢ふて力を得、暴威を逞ふし吾を尅して財の氣を奪ふ惡星である）

一、財星在りて一つたりとも七殺偏官あれば生涯貧賤の命とす、但し食神傷官の運に逢ふて聊か福祿を發す、何ごなれば食神傷官は財を生じて偏官七殺を尅するが故に、偏官吾を尅するの力壓倒せらるゝのである、

一、月上に財星あれば勤儉にして能く財を殖すも、慳吝に陥るの虞れなしとせず、

一、歳月に財か官か印かの吉星在るものは貧家に出生せずして多くは富家に生る、

一、月上若くは時上に財星在るか、官星在れば其初めは困難貧苦なるも、將來忽然とじて幸運飛來し、一代に富を得るの命とす、

一、日支に財星を見れば妾を蓄ふ、又其本妻は能く家政を守りて内助の功家運の隆昌を來す、

一、財星在るも四柱中に（大運）印綬の運なきものは財利を得ること不可能とす、何ごなれば吾を扶助する星なきが故に財に當る力なきのみならず、却て百種の災害湧出す、若し印綬旺相の運なきものは生涯困窮酷だし、いへごも、中年又は晩年に至り、大運印綬又た旺相の運に遭遇すれば俄然とじて發達の緒に就き、宏大無限の福祉を得るかなれごも、春宵一たび夢醒めて印綬旺相の運を経過すれ

ば再び落窶たる悲境に陥り、社會の怨鬼となり、果は訴訟爭論を惹起し不平悶々江湖落魄の客として不遇を嘆ずるの秋が遠慮なく襲ひ來ることを覺悟せなければならぬ、本來財は争ひを起すの基いなければなり、注意 偏財と印綬とは陰陽配偶するが故に印綬を尅せず、然れども正財は印綬を尅す

一、財星旺じて十二運の墓に居る時は財運に遇ふか若くは財星を冲する時に發達す、何となれば墓庫に財が收まりあるのを冲して、鍵にて開くためである、

- 一、財星絶に遇へば多くは妻に子なし、
- 一、婦女子財星在りて干合するものは夫を尅し又蔑如して多くは貞節を守らず、財星咸地殺を帶ぶるは多情にして奢侈を好む、
- 一、正財驛馬に居れば賢妻を得、
- 一、正財在りて又正官在り、地を得るは(地を得るは十二運の建祿、帝旺、長生等の吉星に逢ふを云ふ)財運に遇ふて發達す、
- 一、財星在るも刑冲の破害するものあれば官運に遇ふて凶とす、

- 一、身弱にして財星多きは生家財産あるも我有に歸せず、財運に遇ふて命を喪ふか、又は不具廢疾となるかである、但し比肩あれば免るゝことあり身旺の運に遇ふて發達す(身弱にして財に當るを得ざる爲なり)
- 一、財星多く又印綬在りて死に遇ふは、幼年母を喪ふ、蓋し財は印綬の母を尅するの災星なり、
- 一、財星多く印綬薄弱なれば本人出生後其母不貞にして再嫁す、
- 一、正財沐浴に遇へば其妻節操において缺ぐる所あり、
- 一、正財死絶に遇ひ又刑冲破害する者あれば其妻病弱なるか、家難を醸すか、若くは死別するか、或は妻の親族零落するかにして本人は多情荒淫を免かれず、
- 一、正財旺んにして身も強ければ身旺の運また印綬の運に發達す、
- 一、正財在りて食神傷官あり、又二十四格十八格に編入し空亡に遇はずして正財の運に遇ふか、若くは三合會局して財を生ずるの命なれば、何れも貴命にして福祿増進し大利を獲取す、

生年 偏財 庚
 生日 丙
 生時 比肩 丙
 生月 印綬 乙
 生時 丙

病 病 死 病

此命庚申の偏財酉の正財のみ、然るに申中の壬は丙の偏官となりて自己を攻め又た丙より申は病にして酉は死とす、若し庚辛申酉の運に遇へば、身弱酷だしく、財に當ることできずして、財は官を生ずるが故に、此運に大難來り、破敗を生じ其激げしきは死に至る、乙の印綬庚(金)申(金)に破られ財強くして丙(火)身弱の爲財にあたることを得ざるを以てなり、

生年 偏財 乙
 生日 辛
 生月 食神 癸
 生時 干合 辛

絶 衰 建祿

此命辛の干酉に居て建祿に會するを以て身旺とす、癸の食神在りて、乙の偏財を生ずる故財を發す、然るに癸戊干合して星と星とが夫婦となり此星合に束縛せられて其働き妨害さるゝを以て大福を得がたし、

三合木局

生時 印綬 戊

子

長生

生年 偏財 戊

子

沐浴

生月 傷官 丁

巳

病

生日 甲

辰

衰

生時 食神 丙

寅

建祿

此命日時相旺す、甲より寅は建祿に當る、之れ身旺の生れとす、而して年上戊又た月上巳の分野中にも戊在て丙丁の火は土を生ずるが故に、從て財も旺することゝなる、壯年戊午、未の財運は災害なし、辛酉則ち正官運に丁の傷官之れを破るが故に凶事續出す、壬の運壬の幹が食神を尅するが故に大凶なり、

一、癸亥の運に入り聊か安全となる、如何となれば亥の分野中に甲(木)在りて吾に旺じ、癸(水)は印綬なるを以て稍輕しとす、然れども壬辰の運、子と辰と三合して水局となり、壬水三合の水ともに丙、丁の食神、傷官を尅し倒すが故に、食神、財を生ずることできず、財

生ぜざるが故に官生するの途なく、官生ぜざるが故に印綬生するの理なし、夫れで良星皆亡ぶが故に、食神在る者偏印の運を大凶とす、

一、總て吉神は次第に善神を生じ、惡星は次第に吉星を倒す、

一、故に壬辰の年申月は必ず命を喪ふ理りである、概ね陽曆八月十二月凶變あり、八月は申十二月は子の月なり、

明治三年庚午歲陰曆十一月二十六日午後六時出生

生年	正財	庚	午	建祿
生月	食神	己	丑	墓
生日	偏財	丁	巳	帝旺
生時	食神	己	酉	長生
			三合金局	

此命著者の知己にして横濱に住す、徒手大家の養子となり、相續後家運隆盛を極め、今や巨富を擁する幸運兒なり、年上の正財は長子にあらず又嗣子にあらずして生家に住せず多くは養子となる、正財在るもの異郷に住し、福祿厚く概ね商人となる、商業は發達早く、本人は現に貿易商なり、食神能く財を生ずるが故に發達著しく三合

金局して財となり、正財旺相するを以て愈々福祿を起す、

一、本質は二十五歳より巳の運、三十一歳より午の運となり旺相運最も發達す、

一、身強くして食神を生じ食神力を得て正財を生ずる道理なるが、三十七歳より乙未の運に入り、乙未食神を尅するを免かれず、幸ひなる哉、庚と合して尅するを失念する姿となる、而して未の中に丁在りて我身に旺相するが故に、此運又發達すといへども、憾むらくは庚の財、大運の乙と合するを以て其妻に災害を生ず、正財は妻星なればなり、

偏財の解

偏財身旺是英豪、羊刃無侵福祿高
結實有情宜慷慨、若選身弱體徒勞

一、偏財とは陽と陽、陰と陰を云ふ、甲日の生れの人、戊及び辰、戌を偏財とし、乙日の生れの人、己及び丑、未また偏財となる、而して偏財は衆人の財とも稱す、

一、偏財在るもの慷慨心に富み虚飾なし、

一、偏財在るもの却財在れば忌む、何となれば却財は偏財と干合するが故に、財の氣を竊みて福を興さず、偏財また干合して夫婦となり、色情に耽りて職責を忘れ、福を興へず、乃て官途も實業界も共に面白からず、始終金錢に悩み、東漂西泊浮沈多き命とす、

一、身旺にして偏財旺すれば財福豊饒にして榮達し、品格卑しからず、されど正官偏官運に遇ふの時他人の誹謗を受け、變動身に生ず、何となれば財は官を生じ官は吾を尅するが故に、此の災ひあり、然れども身旺の運に遇ふて最大發展を遂ぐ、

一、偏財多きものは身と財との強弱を推考しなければならぬ、偏財と我身と強弱伯仲すれば官運に遇ふて發達す、又身強く財弱きも官運に良好なるを失はず、之れに反し、財強くして身弱ければ官は財の力を奪ふを以て、官運の時その官に身を尅せられ禍患百出す、
一、偏財弱きは偏財旺する年、又大運財運に遇ふて發達し、身弱く財強ければ身旺の運に至つて發展す、

一、財星在りて正官なければ身に勢力なき故偉大なる發達遂げ難きも福祿能く衆を凌ぐ、

一、正官偏財ともに在る者大吉とす(但し偏官偏財在るは大凶とす之れ陰陽和合せざる故なり)

一、偏財建祿に遇ふは其父尊し、又本人出生後父の權威嵩み運氣の向上を見る、之れに反して偏財、死、絶に居れば本人出生後父の命數漸次に短縮するので、幼年死別の哀みを生ず、されば斯る命運の兒女出生すれば、速に他家に負托して養育するか、若くは養子となすかに如かず、

一、偏財在るもの多くは他家の養子となる、又は他郷に住す、義俠心強くして能く他人を援助す、酒色共に壯んなり、

一、偏財在るもの比肩在れば福なし、却て兄弟財を争ふか、若くは他人と財利の葛藤を生ず、

一、偏財あるもの概ね父縁薄すし、然れども偏財多きは却て生家の繼續を爲すことあり(之れは第四卷の格に記述す)

食神の解

凡壬見丙爲盜氣、丙去生財旺金申
心廣仁慈來食厚、若臨印綬年難成

二卷 四八

一、食神とは吾より生ずる星を云ふ、譬えば甲日の生れに丙は則ち食神である。

一、食神は本來吉神であるが、吾を尅する災星は七殺偏官であり、其偏官は食神より制伏せらるゝが故に良星となる、次に食神は自己の財星を生ずるが故に其身財福を起す、財星は又官を生ずるをもつて暗に官を得る資格を具し、官は印を生じて印綬又吾を生ず、そこで食神の吉神あるばかりにて漸次に吉星を生ずるをもつて、自然の徳が備はるのである。

一、食神在れば命數長く福祿多し、腹笥大にして食慾進み、軀軀肥満して悠悠通らず、又歌謠を能くし、子孫多くして身體強壯なり、

一、食神在るもの印綬、偏印を忌む、殊に偏印を最も忌む、若し偏印在る

か或は年君の偏印歳に遭遇するか、又は大運偏印に際會する場合において、食神は偏印に尅せられ、財を生ずる能はずして不幸に陥り、破産を來すか、若くは難病に罹るか、孰れにせよ非常事が湧出するのである、又食神は日干より生を享ける子である、乃で偏印年は其子に災害起る、

一、月令に食神在りて建祿に遇ふか、若くは帝旺に坐すれば其人食慾あり、資財また饒かである、

一、食神多きは食慾壯んなり、

一、食神重て在るものは官途宜しからず、之れ食神は官を尅するが故なり、

一、食神に冲刑あれば幼年乳に乏し、又早く母に離別することあり、

一、食神偏印ともにあれば短命ならずといへども生涯苦勞絶えず、

安政二年四月二十八日未の刻生

二卷 四九

正財 生年 乙 卯
 食神 生月 壬 午
 傷官 生日 庚 申
 三合木局
 胎 沐浴 建祿 冠帶

本人は名古屋の人にして資産家なり。此命食神財を生ずる格にして富家に出生す。建祿の日の生れにて家督の相續者なるも年上正財あるを以て異郷に住す。時上傷官ありて子縁乏しく女子一人あるのみ。三合木局して財星旺相するが故に福運長し。此命逆の二年運なり、乃で三十一歳より三十四歳までに驚くべき發達をなせり、則ち財運の時なり。

安政五年三月二十九日生れ男子

食神 生年 戊 午
 敗財 生月 丁 巳
 帝旺 建祿

此命偏官敗財干合する爲め大吉の命。本人は東京本郷區の資産家なり。年上食神を冲するを以て二歳にして母を喪ふ。此命順の八年運にして四十一歳壬戌の運に

生日 丙 子
 干合
 偏官 生時 壬 辰
 三合水局

胎 冠帶

入り、爾後發達を始め、戌の中の戊、偏官の水を制伏し、又大運の戌と年上の午と實を起して三合火局す、故に身旺じて勢力を増加す、則ち身旺となる。

倒食偏印の解

甲日見壬倒有何、壬來倒丙事難和
 見財若見相攻賊、凡事多端成敗記

一、倒食偏印とは食神を倒す星を云ふ、則ち甲の日の生れ丙は食神である、この丙(火)を尅するものは壬(水)にきまつてある、夫れで食神を倒すが故に倒食偏印と稱す、以上の如く偏印は食神を尅するが故に食神は財を生ずることできずして悪星と見做さる、一名吞陷殺と云ふ、

一、偏印あれば福祿薄く、命數短く、諸事意の如くならずして、悔恨のみ多く、假令始め良好と思惟することも遂には敗破し、浮沈酷しく、身

体不具となるの虞れあり、且つ不仁にして慈善心なし、

一、偏印旺すれば幾代繼續する舊家に出生するも、本人の代に至り、悉く敗滅し、家産財寶凡てが他人の有に歸し、遂には窮途にさまよい、家業變り、土地遷り、財を求めて得ること難く、不遇は本人の宿業と諦めねばならぬ、

一、本來吾を尅する仇敵の星は何であるか、取も直さず偏官である、此偏官は食神より制伏せらるゝため、食神は自己に取りての大恩星である、其恩星を尅するが故に、假令四柱中食神の有無に關せず、偏印在れば不幸を免れず、去れど藝能の熟達早き長所あり、

生年 偏印 丁
生日 己
生時 偏印 丁
生月 丁
未 未
三合木局

冠帶 冠帶

此命月上に未ありて身強しと雖ども、三合會局して偏官となり、吾を攻む、然るに此偏官を制伏する者なく、却て丁が己を食することゝなる但し丁より己は食神なればなり、此命至つて貧窶にして又短命とす、

生日 己
生時 偏印 丁
生年 比肩 甲
生月 食神 丙
生時 壬

胎 病

此命大運東方の運、則ち偏官旺相するの時癸亥の年に死す、何となれば癸の水は偏官の木を生じて偏印を尅す是れ印綬を破ぶると同斷なり、又大運は酉歳君辛の歳は大凶とす、之れ丁より辛を尅するを以てなり、

比肩 甲
食神 丙
三合火局食神
冲、刑
建祿
養
絶
絶

此命月令寅在りて身に旺す、三合の火在りて食神又旺す、然るに偏印在りて食神を倒し申の分野に庚在りて偏官となる、此偏官を制伏する食神を偏印のために尅せられて凶とす、大運申酉の運に際會し庚子の年、非命の最後を遂ぐ、庚申と旺じて偏官となり、子の年申と三合して水局を起し食神を倒すのとき偏官勢ひを得て暴ばれ出し吾を尅すること酷だし、

明治八年陽曆九月十二日正午生男子

生年 乙亥

胎

偏印

生月 乙酉

長生

三合金局(偏財)

生日 丁丑

墓

劫財

生時 丙午

建祿

て全く財氣なく將來乞食となるの命とす。三合金局は陰の三合にして酉本坐となり、而して月干の酉は陰にして丁より(三合)偏財となる、換言すれば父となり妾となる、之に丙在りて丙と酉の分野の辛と合するが故に、本人の父は老來色情に耽り、本人の妻また節を守らず、是れ畢竟丙妻と干合して財を盗む者あるが故なり。

本人は長崎の生れにして累代の大家に生長し、多額の資産を有せしが明治三十六年癸卯の年大破綻を來し一家全滅せり。本質は年月に偏印在りて食神を倒すこと甚だし、酉と丑と巳を惹出して三合金局を起し偏印を制伏するも、時上丙在りて三合金局し、酉の中にある辛と暗合するので辛の財變じて働きを失ふ、午は三合の金を尅し

傷官の解

傷官傷靈最為奇、尤恐傷多返不宜此格局中干變化、推靈須要用心機

一、傷官は吾より生ずる星を云ふ、何が故に傷官の名あるか、是れ吾の正官を尅する星にして此名の起る所以である、則ち甲日の生れのもの、は辛が正官にして、この辛を尅するものが則ち丁(火)の傷官である、

一、本來正官は吉星にして吾の印綬を生ずる恩星である、其身に權威を興へ、福祉を得せしめ、更に印綬は吾を生じて吾は食神を生じ、食神は又財を生ずる次第相生の大吉星なるにも拘はらず、遠慮なく尅する爲め傷官と名づく、

一、四柱八字の中に正官となる星全くなければ傷官あるも災害なし、一、傷官ありて四柱中正官なければ其人骨格秀で眼光鋭く眉太く才藝あり、物に傲り氣位の高く、天下の人己に如かずと云ふ風ありて、

長上に憚かられ、衆人に忌まる、嫌ひあり、性質は比較的穩かにして慈善心を有するも時に詐謀あり、

一、傷官旺盛なれば子ありても留め難し、

一、傷官旺盛の生れにして、傷官の運に遇ふか、若くは年君或は大運執れにせよ傷官となる場合に逢着すれば、傷官熾烈に過ぎ、非常の災害を來たす、

一、年上傷官在るもの父母を尅し、月上に在るものは兄弟を尅し、時上に在るものは子孫を尅す、又時上傷官は子孫頑愚を免れず、其甚だしきは子孫斷絶す、

一、月上に傷官在れば父母兄弟完からず、

一、婦女子の傷官は第三卷女命吉星と悪星の作用中に解説す、

一、傷官多きは短命とす、

一、年上傷官在るものは祖先を破り、晩年困窮して生家に永住なり難し、父祖の業も繼がず、遺産も保たず、缺乏のみ多くして迷ひ易し、然

れど月上正財偏財あれば却つて福祿を發す、但し身弱なれば大福なし(傷官能く財星を生ずるか故に)
(傷官在るもの財星あれば富む)

一、月上傷官ありて正官なければ發達す、時上に在るも亦同じ、

一、年月の内孰れかに傷官在りて又劫財あれば賤家の出にて終身貧を免れず、

一、月令に傷官在るか若くは三合會局して傷官となるの質は身旺の運に至りて頗る榮達す、眞に貴人となると言へり、

一、時上傷官在り又た劫財あるもの幼年は富むといへども、後年不幸に陥り且つ子なき場合多し、若し實子出生すれば幼逝す、本質は晩年の幸福望むべからず(生時に傷官ありて四柱中劫財あるを云ふ)

一、傷官在りて正官在るもの災害慮るべからず、然れども正財偏財在れば却つて吉とす、何となれば傷官は財星を生じ、財星は正官を生じて次第相生となるが故なり(實験に據れば此くの如き生れ富貴ならねば官途に就く)

一、傷官在りて正官なければ身旺の運又た財運に至つて發達す、

一、正官傷官ともにあるもの精神正しからず詐謀多し、
 一、正官傷官ともにあるものは災害百出して其身を攻むるが故に疾病あるか或は創痕を受くるか、然もなければ公事訴訟を惹起するか、妻を喪ふか、子を喪ふか、孰れにしても憂苦に鎖され、不幸多しとす、然るに四柱中に財星となる星あれば諸難を免かる、若し財星なければ大運財運に遇ふの時俄然災禍消滅し、二たび世に出で意想外の幸運に出會す、

一、傷官在るもの大運正官運また正官の年に至つて災害起る、傷官官を見ると唱ふ、傷官正官在るもの色情深く荒淫を免かれず、諸事小膽にして且つ身上卑賤なり、敗財の運に至れば概ね死す(但し大運十二支に財運なければ中)

一、身旺にして傷官あり、其四柱八字に正官なければ良好なるも、八字中に財星なるものなければ福祿薄くして伴せ尠なし、唯中流に位するを得、然れども大運財運に遇ふか若くは年君の財星に遇

ふのとき非常の發達を遂ぐ(但し財運終れば注意を要す)

一、傷官在るもの身旺にして印綬正財ともに備はれば財運に發達し、身弱なれば印綬の運に幸福到る、身旺の運を大吉とす、

明治七年十二月十四日午後十時生男子

劫財 生年 甲 戌 墓

傷官 生月 丙 子 病

生日 乙 巳 沐浴

食神 生時 丁 亥 死

のなし、這は之れ印綬を破るの殺とす、次は時上に食神あるも沖の爲に力なく妻子を喪ふ(日支は妻、時上は子孫)又食神は子中の壬と干合して財を生ずることを怠り財印ともに失ふ

に至る。月上の傷官財を生ずれば年上の劫財その財を尅するが故に財の働きなく
數奇甚だし、斯る命は多く家運の末に出生するを常とす。

劫財敗財の解

五陰見	五陽爲劫財
五陽見	五陰爲敗財

一、劫財とは吾の財を劫やかす星にして則ち乙日の生れ戊は正財である、其正財たる戊(土)を甲(木)が尅して財の働きを停止するが故に劫財と云ふ。

一、又た甲日の生れ乙は敗財である、何となれば甲の財に對し己(土)が正財となる、其己(土)を乙(木)が破るが故に敗財と云ふ、されば理論上より推考するも亦文字上より觀察するも、畢竟財星を尅する惡星なることが首肯される。

一、劫財敗財年月に在るものは心高けれご其身は貧賤なり、

一、劫財在るもの父を尅し又妻を尅す、女子は夫を尅す、

一、敗財在るもの子を害し妻を尅す、

一、本來劫財敗財は財星を尅するのである、正財は則ち母、妻、又財寶を言ひ、偏財は父、妾、又財寶を云ふ、然るに劫財敗財は其父母を尅するが故に劫財敗財在るもの出生すれば必ず現世の父母を害す、又妻妾を尅するが故に妻妾不貞なるを免かれず、そこで幾度結婚するも其妻虛弱なるか、或は死別生別の愁ひが終世跟隨してゐる、

一、其財を尅するので生涯困苦に陥り悟る能はず資力なきにも拘はらず表面を飾り、爲ること爲すこと悉く顛倒して成功を見ず、殊に正財偏財四柱中に在りて、其上劫財在れば父母を尅し、妻子を尅すること酷だしく、貧苦は其身の特質とでも評せなければならぬ、而して妻なく子なく孤獨となり遂には他家の厄介となるか或は不幸の裡に落命す、

一、劫財敗財在るもの四柱中に傷官羊刃を帶ぶれば繫獄又は劍難或は變死の患ひあり、孰れ短命にして醜名を免かれず、

一、若し前述の災害なければ赤貧にして多くは乞食、うまく行つて勞働者となる、

一、劫財在りて羊刃在るもの歳君羊刃に當るか、若くは劫財に逢ふかの時に災害起りて不遇に泣く、

一、劫財羊刃在るもの假令富豪の家庭に出生するも久しからずして家産悉く喪失し、生家を離れ祖先の餘澤を失ひ、他人の眷顧を蒙りても報恩の義務を果す能はず、自己又恩を施せば却て怨まれ、心暴卒にして吝嗇の弊あり、諸事定まらず、妻は病床に臥し而して其妻また財を失ふ窮乏の命とす、

一、四柱中に劫財敗財在りて、其上正官若くは偏官在れば惡運一變して良運となり、福祉聚まり社會に信用を博し、敬愛洽く、諸事成功し、温順謙讓にして、權威自から備はる良命とす、何となれば官星は劫財敗財の惡星を尅伏する使命を有すればなり、

印綬 生年 癸 未 墓
 敗財 生月 乙 卯 三合木局 羊刃
 生日 甲 子 刑 沐浴
 正財 生時 己 巳 病

此れ宋の岳飛將軍の命にして敗財羊刃の質とす、大運辛亥の運辛酉の年三十九歳にて獄中に死す、之れ大運の亥、年上の未、月上の卯三合して重ねて卯の敗財羊刃を惹起し、時上の正財を尅すること甚しく、剩へ大運辛の金、年君歳運辛酉ともに金にして卯の羊刃を冲し、又尅するの災いがある、羊刃を尅する運、また年君共に厄難酷だしと知るべし、

明治元年十二月二十四日卯の時生男子

食神 生年 己 巳 帝旺
 劫財 生月 丙 寅 刑 死
 生時 己 巳

(節分を経過するをもつて翌年の命とす)
 本人は大阪東區谷町の人にして可なりの資産を有す、月上の劫財を時上の偏官より尅するをもつて劫財却て福を發す、時上偏官は二十四格の中に編入され、其身貴し、

生日 丁 卯
 偏官
 生時 癸 卯
 病 病

然れど制伏なければ貴からず、然るに本人は時上癸(水)の偏官年上の食神己(土)より制伏するを以て、至つて貴く福壽兩全の命とす。

羊双の解

羊双存時莫有凶、身輕返助却爲凶
 單歲歲月重相見、莫把生時作怨宮

- 一、羊双は陽双に通じ天上の凶星と稱せられ、又用神とも云ふ、則ち己れの用を爲すの神と云ふ義なり、甲の羊双は卯にあり、乙の羊双は辰にありて建祿の前にあり、甲の建祿寅にありて羊双は卯にあり、乙の建祿卯にありて羊双は辰にあり、
- 一、羊双在るもの富貴なり此星七殺と類似す、
- 一、羊双は善惡共に強く、若し傷官、劫財等の惡星に羊双を帶ぶれば貧

困にして多病短命とす、

- 一、羊双に刑、冲在れば發達なりがたく却つて災害多し、
- 一、羊双に合あれば極めて惡し、
- 一、羊双を冲する年は大難起る(甲日の生れ卯あれば羊双四年に遇ふが如し)
- 一、羊双在るもの偏官七殺在るか若くは偏財あるを吉とす、
- 一、羊双在るも七殺なければ大發展を遂げ難し、
- 一、羊双在りて七殺なければ權威なし、
- 一、羊双七殺ともに在るは凡人にあらず、無限の發達をなすといへども若し刑、冲、破害あれば却つて大凶となり不幸續出す、
- 一、羊双在りて七殺在るもの羊双の年君に當るか、若くは七殺の年君に當るが如きことあれば災禍窮りなし、
- 一、羊双在るもの七殺なければ偏官年、七殺の年に至り災害變じて大吉となり、無上の幸福に恵まれ巨額の資財を得るか、若くは名譽を揚ぐるか、諸事意の如く進行して權威大いに振ふ、

- 一、羊双七殺を犯すの生れは司直の官に多し、譬えば丁の羊双は未にして偏官は癸である、されば未の羊双は癸の偏官を犯す(犯すとは尅するを云ふ)
- 一、羊双在るものは身旺の生れを吉とす、身弱にして羊双在れば福を發せず、却つて災害多し、若し身弱なれば身旺の運に福祿到る、
- 一、身弱くして羊双在るもの印綬ありて吾を扶助すれば發達するが、若し身弱く印綬なければ羊双働きをなさず、却つて身を攻むるが故に貧窶にして不幸短命とす、
- 一、羊双在るもの四柱中に廻り年の歳君を尅する星あれば其年必ず禍難起る、
- 一、四柱中に三合會局して廻り年の歳君を尅するも亦災害起る、
- 一、羊双と冲の年、合の年は災害續出す、
- 一、四柱中に羊双在りて冲なきは極めて貴し、
- 一、羊双多き生れは妻を尅す、婦人は本夫を尅す、故に男女とも自己の命星に相對する強き質を擇ぶに如かず、

- 一、羊双在りて七殺あれば立身至つて早し、
- 一、羊双在るもの年月に駢びあるを忌む、
- 一、羊双在りて三合し財星旺するの命は身軀を傷くることあり、
- 一、淵海子平に曰く戊日午月は羊双と見るなかれと、之れ陰の火、陽の土を産むがため午の火却て戊の印綬となり福を發す、本來羊双は陽にして陰位に双なしと言ひ、戊の陽午の陰に双なしとす、例へば戊の日の生れ、年か時に火あれば印綬なるが故に、羊双の障害なく却て富貴の命とす、

偏官 生年 庚 絶
 正財 生月 己 卯 冲 羊双 帝旺

此命卯に羊双在り、又た庚金は甲の七殺である、然れども卯中に乙ありて庚と合し、夫婦となるが故に甲のためには乙は妹にして、庚は妹婿となる、そこで羊双の災害なく

生日 甲寅

建祿

却つて福を起す、此命東方身旺の運又は南方火の運に庚の偏官を制伏するの時突如として發達開運す、

生年 比肩 戊

午

羊及

帝旺

生月 比肩 戊

午

羊及

帝旺

生日 戊

午

羊及

帝旺

生時 偏官 甲寅

寅

三合火局

長生

結婚にあたり妻の四柱最も強き生れと組まざれば概ね死す、子の歳の婦人は大凶なり、之れ羊及と冲するを以てなり、

生日 甲寅

建祿

却つて福を起す、此命東方身旺の運又は南方火の運に庚の偏官を制伏するの時突如として發達開運す、

生年 比肩 戊

午

羊及

帝旺

生月 比肩 戊

午

羊及

帝旺

生日 戊

午

羊及

帝旺

生時 偏官 甲寅

寅

三合火局

長生

結婚にあたり妻の四柱最も強き生れと組まざれば概ね死す、子の歳の婦人は大凶なり、之れ羊及と冲するを以てなり、

生年 印綬 癸

未

墓

生月 敗財 乙

卯

三合木局

羊及

帝旺

生日 甲子

子

刑

沐浴

生時 正財 己巳

巳

病

辛酉年の正官に遇ふ故身上貴く福祿を生ずるのであるが、惜い哉辛酉ともに羊及を冲するが故に身は貴くして刑に遇ふ(此命若し乙卯が羊及に當らなれば只此金運に福あるのみ) 之を指して羊及の一合一冲と云ふ、亥の年未と卯と三合して酉と卯と冲するをもつて羊及冲に遇ふの年災害起る、

生年 傷官 辛酉

酉

死

此命七殺羊及ともに可なり、然るに大運辛卯の運壬辰年水に投じて死す 之を指して羊及の一合一冲と云ふ、亥の年未と卯と三合して酉と卯と冲するをもつて羊及冲に遇ふの年災害起る、

生月 偏官 甲 午 羊及 帝旺
 生日 戊 午 羊及 帝旺
 生時 偏官 甲 寅 三合火局 長生

辛卯の運卯と酉と沖す又羊及在るもの殊更傷官を忌む然るに辛の傷官運に遇ふ壬辰の年また子(水)の年何れも午の印綬を破り羊及を破るのである水(木)を生ずるが故に偏官勢ひを得て戊を攻め印綬羊及を破壊するをもつて生命保ちがたし

刑合の解

四柱支干合到刑、多因酒色喪其身若臨羊及併七殺、定作黃泉路上人

一、刑合とは干は合し支は刑するを云ふ例へば(合[丙子]刑[辛卯])斯る命を名付けて刑合とす則ち丙辛合して子と卯が刑である、
 一、四柱の中に刑合を帶ぶる星あれば其人酒色によつて身を亡ぼし病を發し迷ふて悟ることなく耽りて醒むることなく暗愴たる迷

夢の裡に一生を送り他人の注意も馬耳東風と聽きながし骨内親縁にも親しみを失ひ假令表面敬慕を寄するものありても开は財力の招く所にして裏面は衆に嫌惡せらるゝを免がれず故に本質は四柱中に吉星あるも吉星の働きなく遂に碌々として無爲に此世を去るのであるしかし邪念悪心は尠しとす、
 一、刑合に遇ふて更に羊及傷官劫財魁罡等の惡殺に遇ふものは必ず早世す

明治九年三月九日卯の時生男子

生年 丙子
 生月 辛卯
 生日 丙子

胎 沐浴 胎

大運順の九年斯る命星は年月日ともに刑合となる又子子は丙火を沖し且つ尠す殊に丙子は身弱の生れとす、
 本質は三十七歳大運丙申の運の時壬子の年酒のために命を落す之れ申辰を惹出して三合し水を起し子の年また偏官となりて己れの火を攻むること酷だし

文久二年六月四日辰の時生男子

生年	壬	合	丁	生月	未	刑	戌
生日	乙	合	卯	生時	庚	冲	辰
			三合木局				
			墓	養	建祿	冠帶	

本人は著者の知己にして幾萬金の資産を有せしも、本人の代に至りて悉く蕩盡す、之れ酒色に耽けりし爲めにして、本妻の外に妾三人を蓄へ、其他賣笑婦に關係多かりき、

生れ時刻に因り雲泥の差異を生ずる命

明治廿二年七月二日午前五時前後の生男子

生年	己	干合	丑	敗財
養				

一、午前五時までの生れとすれば實に至大の好運兒である、此組織を有すれば社會に

生月	庚	食神	午	羊刃	帝旺
生日	戊	偏官	寅	三合火局	長生
生時	甲	偏官	寅		長生

(逆の九年)

となり、茲で甲の偏官が反省して久しきに亘り戊の一星を苦しめたが、今己と干合すれば、如何にも自己の妻星の兄星が當主の戊星であり、今まで敵視したる前非を悔ひ、今後は一族の圓滿を謀り、多額の財利を集め四柱の主星たる戊に與へんと誓ふ意味になる、

一、又己の敗財は戊の正財なる癸を撃破する魔星にして、間がな隙がな兄戊星の財を盗み或は散財しやうと規ひを付けて時期を窺つてゐたが、甲の妻星たるに及び始めて悔悟し、癸(水)は甲(木)を産む母星であつた、換言すれば姑星に對して災害を與へたのであるが、今より兄星に對して至當の禮儀を拂はねばならぬと態度を一變し、大善星とな

つて多福を興し比類なき好運を齎らすのである。
一、又偏官は長生するが故に資格を失はず、中流以上の位置を保つ好運兒にして社會に頭角を顯はすことを得、

一、偏官敗財干合すれば其質温和にして品行方正なり上下の人に信頼せらる、
一、食神帝旺するは命數長く終世衣食に不自由なし、

此命は逆の九年運なり四十六歳より丑の運となる、丑の分野中に辛(金)在りて食神庚に旺相し癸(水)在りて戊の正財となり己(土)は戊(土)に力を與ふることとなり此運發達す、則ち食神財を生ずるが故なり、

一、本來なれば月上に食神在るものは財運則ち亥子の運に發達するが常なれども、此命は月令に午の羊及在りて大運子に際會すれば子は午を冲して羊及を破るが故に大凶とす、殊に午は戊(土)を撫育する火星にして則ち印綬である、之れを破るが故に子の運は家を破り職を失ひ若くは血疾に犯され失敗多し、殊に四十八歳は歲君丙子の年にて丙(火)庚(金)の食神を尅し子は午の火を破り羊及を冲するが故に此一年間は全く世間と絶縁せなければ災厄免かれがたし、

一、若し此命婦女子の命とせんか、其質男子と異り甚だ悪し、如何となれば戊の日の生れの婦人に對する甲(木)は偏官となり則ち本夫の星に該當す、然るに甲は外に己と結婚

してゐる、そこで更に本人と結婚すれば、其本夫は必ず外妾に耽ける、婦女子にして斯る命は終生身上修まらず薄倖且つ孤獨となり遂には他人の憐みを乞ふの止むなきに至る、只中年位までは艷容の榮あるのみ、

同年同月同日午前五時過ぎ生の男子

生年 己丑 敗財 養

生月 庚午 食神 帝旺

生日 戊寅 干合 三合火局 長生

生時 乙卯 正官 沐浴

一、此の命生れ時刻が遅れたばかりにて前者と異り甚だ不幸とす、如何となれば月上に庚の食神を得れども乙と庚と干合するが故に合のために本質を失ひ其福全うせず、正官は吉星なれども此星庚と干合して正官の徳を失ひ、位置も名譽も消滅して社會に起つことできず、又正官干合すれば全く其用を爲さず、食神ともに働きを中絶され

て有名無實の星に終る、

一、年上に殘る敗財は暴威を逞ふして文字の如く財を敗り徳を失ひ表裏反覆の癖あり

て社會の信頼なく、常に過大の希望を有して遂ぐることもなく、半途にして挫折するこ
と屢次である、而して妻を喪ひ子を尅し命數長からず、四十歳羊刃を冲し、又た歳君の
子と丑と支合して至大の災害に罹り、陽曆六月甲午の月に病歿して一家全滅せり、四
柱、幾微の作用眞に驚くべきである。

刑 合 詩 訣

六癸日生時甲寅、假名刑合亦非眞、月令若加亥子位、傷官格内倒推尋。
癸日生人時甲寅、最嫌四柱帶官星、若無戊己庚申字、壯歲榮華達帝京。
但求癸日甲寅時、刑去官星貴可知、不喜庚金傷甲木、寅申冲破主憂危。
癸日寅時刑合格、入此格時須顯赫、官星七殺莫相逢、甲庚巳字爲災厄。
柱中若逢酉丑字、遇者英豪名利客、瑞祥歲運定榮枯、此是子午眞法則。

改增訂補 四柱推命奧義祕傳錄卷之二終

351
562

終

